

白馬中学校部活動地域クラブ移行検討協議会設置要綱

令和 7 年 7 月 15 日
白馬村教育委員会告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、将来にわたり白馬村立白馬中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、白馬村立白馬中学校部活動（以下「中学校部活動」という。）から地域クラブ活動への移行を検討するため、中学校部活動地域クラブ移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に関すること。
- (2) 移行に係る基本方針に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、白馬村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 検討協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 部会長
- (4) 有識者
- (5) 小中学校 P T A 代表
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

(会議)

第 5 条 検討協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第 6 条 検討協議会は、第 2 条に規定する所掌事項において、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) スポーツ部会

(2) 文化部会

2 部会は、第2条の事項について、専門的な協議等を行い、その結果等を検討協議会へ報告する。

3 部会委員は、次に掲げる者のうちから検討委員会の承認を得て、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) スポーツ・文化活動関係者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

4 部会にそれぞれ部会長及び副部会長各1人を置き、部会委員の互選により定める。

5 部会長等の職務、部会委員の任期、部会の会議は、第3条第4項から第5条まで規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「検討協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 検討協議会及び各部会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年9月1日白馬村教育委員会告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。